

協同組合 秋田卸センター 同好会助成規程

(目的)

第1条 この規程は、協同組合秋田卸センターの福利厚生事業の一環として組合員ならびに従業員交流を目的として構成される「同好会」の活動を支援する。

(同好会活動目的と認可)

第2条 同好会の設立、認可にあたっては、その活動が次の条件のいずれかを満たしていなければならない。

- (1) 同好会会員の社会生活を営む上で役立つと思われる文化的な活動であること。
- (2) 同好会会員の健康の維持増進等に役立つと思われる活動であること。

(助成)

第3条 組合は、認可した「同好会」の活動に対し、次の助成を行う。

- (1) 同好会の活動に必要な事務処理、および助成金の支給。
- (2) その他理事会が認めた事項

(同好会の構成員)

第4条 同好会の会員構成は、正会員および特別会員とする。

- 2 正会員は、協同組合秋田卸センターの組合員・賛助会員の各役員ならびに従業員、秋田銀行卸町支店および組合事務局の各役員ならびに従業員、協同組合秋田卸センターの顧問弁護士及び同顧問税理士とする。(以下、正会員という)
- 3 特別会員は、正会員が組合員企業等を退職した場合、秋田卸センター会館入居団体役職員が入会を希望した場合に限り、同好会役員会での入会承認を条件に入会した者とする。

(構成人員)

第5条 同好会の構成人員は、複数社の正会員で10名以上とする。

(同好会の運営)

第6条 同好会は、正会員の中から若干名の役員を選出し運営するものとする。

2. 役員の中から代表を選任し、代表は同好会の運営を総括する。
- 3 設立後規約を作成し、速やかに組合事務局に提出する。
4. 秋田卸センター施設を利用した場合は整理整頓、清掃、現状復帰および管理を怠らないものとする。
5. 同好会での問題点ならびに事故等については同好会役員会または個人責任で処理、解決するものとする。

(設立並びに助成申請手続き)

第7条 同好会を設立または助成を受けようとする場合は、別紙同好会設立兼助成申請書(様式1)により毎年3月31日までに申請するものとする。

2. 申請に基づく認可は6月の理事会において行う。
3. 助成金は6月末日に支給する。

(助成基準)

第8条 同好会への助成は次のとおりとする。

- (1) 支給する助成金の基準となる同好会の人数は正会員のみとする。
- (2) 助成金は次の額を支給する。

3月末の正会員数	助成金
10名以上14名まで	30,000円
15名以上19名まで	45,000円
20名以上24名まで	60,000円
25名以上29名まで	75,000円
30名以上	100,000円

(報告事項)

第9条 助成を受けた同好会は協同組合秋田卸センターに毎年活動報告書(様式2)ならびに決算書を提出するものとする。

(その他の事項)

第10条 本規程に定めのない事項は理事会で決定する。

附 則 1. 本規程は、平成20年11月4日から施行する。